

個人情報保護及び肖像権の保護に関する基本的な考え方

鳥取県高等学校体育連盟

鳥取県高等学校体育連盟(以下「本連盟」という。)は、「個人情報の保護に関する法律」の施行に伴い、主事業である高等学校における体育、スポーツの普及、振興を図る上で提供される個人情報及び肖像権の取り扱いについて、以下の方針により適正な対応をするよう努めるものとする。

1 基本方針

本連盟主催大会参加に際し、関係書類等で提供された個人情報の取り扱いについては、不適正な取り扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するよう、各専門部における情報の管理、使用方法の適正化を図る。

(個人情報とは、氏名や生年月日等により特定の個人を識別できるものをいう。また個人の身体情報等の属性に関する情報も、氏名等と一体になっていればこれに当たる。)

2 県高体連主催大会関係の個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報保護についての留意事項

本人から個人情報を取得する際は、予め本人にその利用目的を明示しなければならない。各専門部は大会実施要項または参加申込書等に利用目的を明記し、説明をした上で事前許諾を得る。その上で記入された参加申込書の提出をもって個人情報の提供許諾を得たものとして対応する。したがって、大会のプログラムへの掲載等は、参加申込書の記載内容の範囲内に制限され、事前許諾が得られない場合は記載等はしない。

なお、大会以後の関連した試合(ブロック大会、全国大会等)に関する資料においては個人情報提供の事前許諾を得ているものとして利用することを事前に伝えておく。

(2) 肖像権についての留意事項

本人が大会関連セレモニーや試合等に参加し、また出場した場合、認められた報道機関等によって写真撮影が行われ、その写真が公開される可能性があることを事前に対象者に周知し、事前許諾を得ておく。なお、大会以後の関連した試合(中国大会、全国大会等)に関する資料においては個人情報提供の事前許諾を得ているものとして利用することを事前に伝えておく。

3 提供された個人情報の取り扱い

下記の利用目的以外に使用することはできない。

(1) 参加申込書に記載された情報

ア 大会プログラムへの掲載

イ 競技会場内でのアナウンス等により紹介されることがある。

ウ 競技会場内外の掲示板、競技関係団体のHP等へ掲載されることがある。

(2) 競技結果(記録)等

ア 大会記録、大会報告書、競技関係団体のHP等への掲載(上位の記録、新記録等に関しては、次年度以降も掲載されることがある)

イ 認められた報道機関等により新聞、雑誌等へ掲載されることがある。

(3) 肖像権の取り扱い

ア 認められた報道機関等が撮影した写真が新聞、雑誌、大会報告書及び競技関係団体のHP等で公開されることがある。

イ 認められた報道機関等が撮影した映像が中継、録画放映されることがある。

平成18年4月25日実施